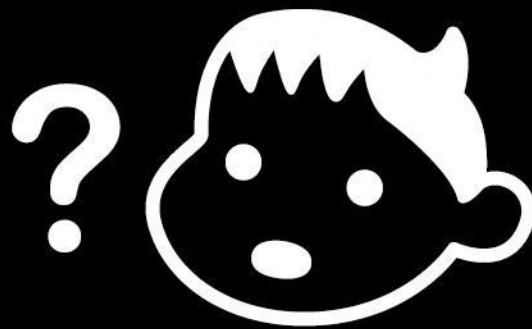


生活の中にある「契約」ってなんだろう？



目次

生活の中にある「契約」ってなんだろう

スライド編 1

生活の中にある「契約」ってなんだろう

解説編 28

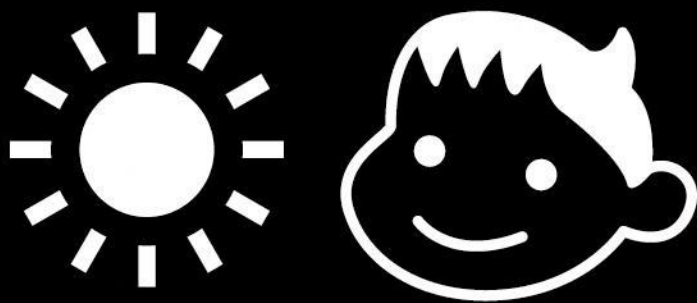
生活の中にある「契約」ってなんだろう？


スライド編

今日の目標

- 身の回りの「契約」について知る
- 「契約」するにあたって気をつけることについて考える
- 「契約」のトラブルにあったときの対応について理解する

今日の朝をふりかえりましょう



	朝一番にしたこと	必要なもの	どこから 手に入れたか
ももたさん 	顔を洗う ご飯を食べる	水道水 食料	水道会社から スーパーで
あなた			

ものやサービスを お金で買うことを「契約」といいます

私たちが何気なくしている行為の多くは「契約」から成り立っています

「契約書」がなくても 申し込みと承諾があれば
それだけで「契約」は成立します

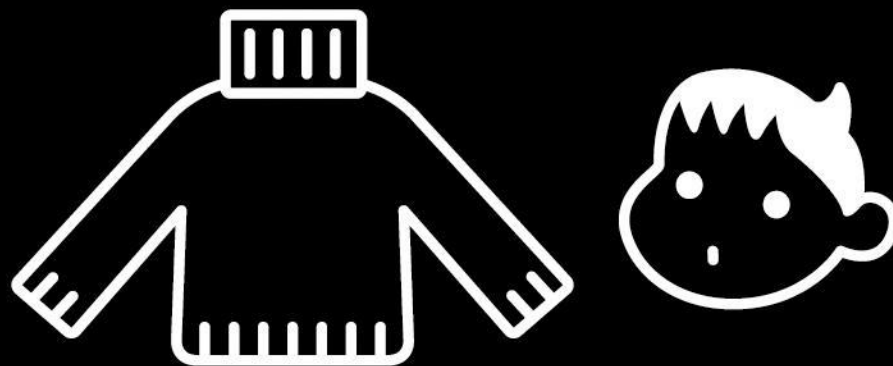


「契約」には さまざまなものがあります

**みなさんの生活に 身近なものや サービスを購入する
「売買契約」について 考えていきましょう**



セーターを 買うとき



セーターを 買うとき

- 高校生のももたさんは ショッピングの途中でセール品のセーターを見つけました
- 値段も安く デザインも 気に入ったので ももたさんは そのセーターを買いたいな と思いました
- ももたさんは 値段とデザインやサイズを確認し すぐにセーターを 買いました
- ここで契約が成立しました

セーターを 買うとき

- 次の日 セーターを洗おうとしたところ 母親に「このセーター 家で洗えないじゃないの」と指摘されました
- ももたさんは せっかく買ったセーターが 家で洗えないことを知って 後悔しています

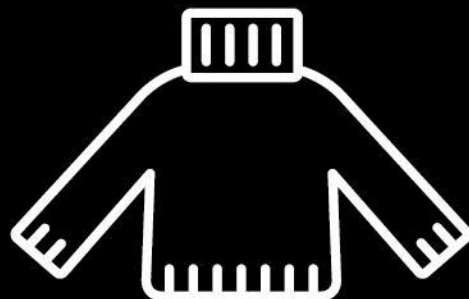


ももたさんが後悔しないためには どうすれば
よかったですでしょうか？



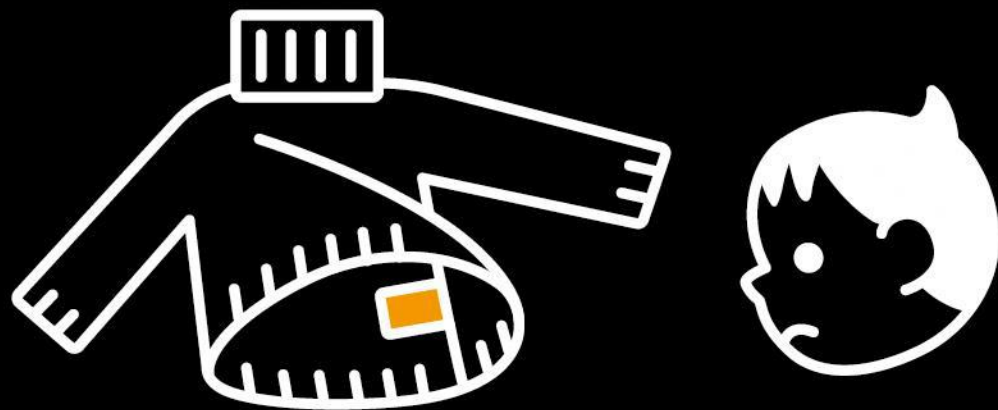
セーターを 買うときのチェックポイント

- サイズや 肌触りを 実際に着て確かめる
- 本当に必要なものかどうかを 考えてから購入する
- 値段や色 デザインが適切か 洗濯ができるかどうか等を見たり 店員や同伴者に聞いたりして 確認する



セーターを 買うときのチェックポイント

- 実際に セーターの内側を見て 洗濯表示が どこにあるのかを 確認してみましょう
- 洗濯表示は 左内側にあります 表示は お店の人や同伴者に 確認してもらいましょう



**成立した「契約」は 一方の都合で 勝手に
やめることは できません**

「契約」をする前に十分に考えておくことが大切です



では買ったものが気に入らなかったときは
どうすればよいのでしょうか？



**売り手と買い手が お互いに合意したら
「契約」を取消すことができます**

**契約の成立も合意が必要
契約の取消しにも合意が必要**



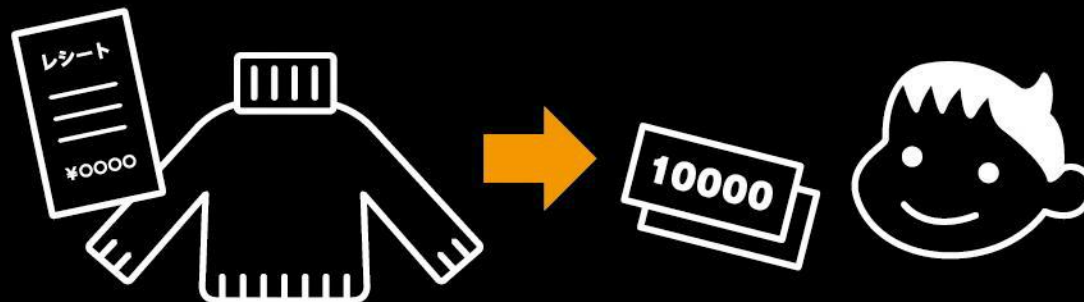
セーターの返品

- ももたさんは次の日 セーターを購入した店まで行って 店員に「返品したい」と伝えました
- 店員は「購入から一週間以内で レシートがあれば 返品可能です」と言いました



セーターの返品

- そこでももたさんは レシートと セーターを 店員にわたしました
- 店員は セーターの代金を 返してくれました



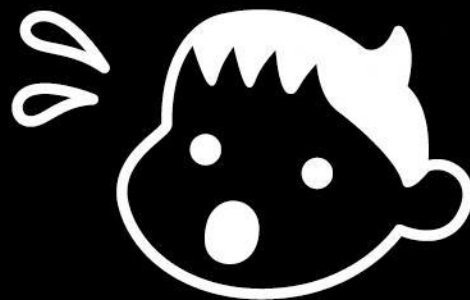
セーターの返品

- ももたさんの場合は「合意による契約の取消し」ができました
- お店側が提示した「買ってから1週間以内でレシートがある」という条件を ももたさんが 満たしていたためです



しかし お店によっては 商品とレシートをわたしても 返品を断られる場合があります

**購入前に 返品ができるかどうかや 返品するときに
何が必要かを お店に聞いておきましょう**



未成年のももたさんの場合

「未成年者契約による取消し」もできます



**未成年者が 親に内緒で 高い商品やサービスを
買った後で 親に反対された場合などは 契約を
取消すことができます**

ただし 次の場合は 取消すことができません

- **自分の おこづかいの 中から買った場合**
- **成人であると 嘘をついて 契約した場合**
- **結婚をした未成年者の場合**



2022年から 18歳以上は 成人になります

**成人になったら「未成年者契約」による契約の
取り消しができなくなります**

**「契約」は 簡単には やめることができない
ので 「契約」をする前に 十分に考えておく
ことが とても大切です**

クーリング・オフ制度

- いったん申し込みをしても 一定の期間内(原則8日間)であれば 消費者が契約を 一方的に解除できる制度のこと
- 決められた期間内に 販売者に 書面で知らせる



クーリング・オフが できる契約は 限られています

クーリング・オフが できる場合

- **販売が目的だと 告げられずに 電話やSNSなどで 呼び出されたとき
（アポイントメントセールス）**
- **街中で声をかけられて 商品売りつけられたとき
（キャッチセールス）**
- **家にセールスマンがやってきて 契約をしたとき
（訪問販売）**

など ほかにもあります

今日のまとめ

- ① 契約は 私たちの生活に 身近なものです
- ② 一度結んだ契約も 取消することができる場合があります
 - 合意による契約の取消し
 - 未成年者契約による取消し
 - クーリング・オフ制度

今日のまとめ

③ 契約をする前には 十分に考えましょう

④ 困ったときは 必ず周りの人や 相談機関に相談しましょう



困った時には消費生活センターに相談

岡山県消費生活センター

火曜日から日曜日（祝日除く） 9:00～16:30まで

電話：086-226-0999

Eメール：syohi@pref.okayama.lg.jp

消費者ホットライン 188（局番なし）



消費生活センターは全国に設置されています